

信州ふるさとの見える(丘)認定要領

(平成 25 年 5 月 27 日制定)

(平成 29 年 4 月 1 日一部改正)

(趣旨)

第 1 この要領は、「信州らしさ」や「ふるさと」が実感できる農村風景(大自然や四季の彩りを感じる風景、地域や地形によって異なる農作物の風景、地域の風土に馴染んだ建造物のある風景など、これらの多彩な風景をいう。)の魅力を県内外に発信していくとともに、当該農村風景を展望することができるビューポイントは地域住民が行う風景づくりの拠点ともなることにかんがみ、県が当該ビューポイントを「信州ふるさとの見える(丘)」として認定するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において「ビューポイント」とは、風景を展望し、かつ、休憩の用に供する場所をいう。

2 この要領において「管理者」とは、ビューポイントを管理する個人又は団体等をいう。

(認定)

第 3 知事は、農村風景の育成に資するものとして、ビューポイントのうち、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものを「信州ふるさとの見える(丘)」として認定するものとする。

- (1) ビューポイントから広範囲を見渡すことができ、かつ、その眺めに地域の自然、歴史、文化、人々の営み等により育まれた「信州らしさ」や「ふるさと」を感じる要素があること。
- (2) 公衆が容易に立ち入ることができる場所にあること(一定の整備を行えば可能となるものを含む。)
- (3) おおむね 60 平方メートル以上のまとまった敷地があること(自動車を駐車する場所を含む。ただし、付近に自動車を駐車する場所がある場合はおおむね 30 平方メートル以上とする。)
- (4) 認定を受けることについて、ビューポイントが所在する地域の住民のおおむねの同意があること。
- (5) 信州ふるさとの見える(丘)をビューポイントの通称名として冠記又は併記できること。

(認定の申請)

第 4 第 3 の認定を申請しようとする管理者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる図書を添付した信州ふるさとの見える(丘)認定申請書(様式第 1 号)を知事に提出するものとする。

- (1) ビューポイントの位置及び周辺状況を示す図面
- (2) ビューポイント及び展望範囲の状況を示す写真

2 申請者が、ビューポイント整備事業補助金交付要綱(平成 25 年 4 月 1 日付け 25 建指第 9 号通知)に規定する補助金の交付申請を行う場合は、前項各号の図書の添付を省略することができる。

(認定書の交付)

第 5 知事は、信州ふるさとの見える(丘)の認定をしたときは、信州ふるさとの見える(丘)認定書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(情報発信)

第 6 知事は、信州ふるさとの見える(丘)の認定をしたときは、その内容についてホームページ、印刷物等により情報発信をするものとする。

(管理者の責務)

第7 信州ふるさとの見える(丘)として認定されたビューポイントの管理者は、ビューポイントの適切な管理を行い、良好な状態に保持されるよう努めるものとする。

(変更及び廃止)

第8 信州ふるさとの見える(丘)として認定されたビューポイントについて、第3第1項の各号に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合、又は施設を廃止した場合には、管理者は、信州ふるさとの見える(丘)変更等届出書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(認定の取消し等)

第9 知事は、信州ふるさとの見える(丘)として認定されたビューポイントが、認定要件に適合しなくなったと認められるとき又は施設の著しい劣化が認められるときは、認定の取消し、又は改善のための必要な指導を行うことができる。

(開設の助成)

第10 知事は、信州ふるさとの見える(丘)として認定するビューポイントの開設を促進するため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。この場合において、知事は、ビューポイントを良好な状態に保持するために必要な限度において、条件を付すことができる。

(書類の提出等)

第11 この要領により知事に提出する書類は、ビューポイントが所在する区域を管轄する建設事務所の長に提出するものとする。

2 前項の書類は、正副2部とする。

(委任)

第12 この要領に定める知事の権限は、第5の認定書の交付事務を除き、建設事務所に委任する。

(補足)

第13 この要領に定めのあるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、別に定める。